

不利益処分の処分基準 総括表

部名 企画財政部

No.	課等名	法令名	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準の設定の有無		備考
					有	無	
1	企画室	特定地方交通線転換促進関連施設条例	8	特定地方交通線転換促進関連施設の使用許可の取消し等（朝日交通会館）	○	○	
2	企画室	特定地方交通線転換促進関連施設条例	9-1, 9-2	特定地方交通線転換促進関連施設の原状回復義務（朝日交通会館）	○	○	
3	企画室	特定地方交通線転換促進関連施設条例	10	特定地方交通線転換促進関連施設の損害賠償（朝日交通会館）	○	○	
4	企画室	特定地方交通線転換促進関連施設条例	11	特定地方交通線転換促進関連施設への入場制限（朝日交通会館）	○	○	
5	企画室	特定地方交通線転換促進関連施設条例	12	特定地方交通線転換促進関連施設使用者への必要措置命令（朝日交通会館）	○	○	
6	企画室	地方自治法 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	244の2-11 8-1	特定地方交通線転換促進関連施設に係る指定管理者の指定の取消し等（朝日交通会館）	○	○	
7	企画室	岩見沢市財産条例 岩見沢市公有財産規則	4-1 9-1、別表第1、2	行政財産の目的外使用料の徴収（栄町駐輪駐車場、栄町バス待合所、朝日交通会館、美流渡交通センター、万字交通センター、万字バス待合所）	○	○	
8	企画室	地方自治法 岩見沢市公有財産規則	238の4-9 11	行政財産の目的外使用許可の取消し等（栄町駐輪駐車場、栄町バス待合所、朝日交通会館、美流渡交通センター、万字交通センター、万字バス待合所）	○	○	
9	企画室	岩見沢市公有財産規則	18	行政財産の目的外使用の原状回復の義務（栄町駐輪駐車場、栄町バス待合所、朝日交通会館、美流渡交通センター、万字交通センター、万字バス待合所）	○	○	
10	企画室	岩見沢市公有財産規則	19	行政財産の目的外使用の損害賠償の命令（栄町駐輪駐車場、栄町バス待合所、朝日交通会館、美流渡交通センター、万字交通センター、万字バス待合所）	○	○	
11	企画室	地方自治法 岩見沢市財産条例	14-3、228-3 4-5	行政財産の目的外使用に係る過料の賦課処分（栄町駐輪駐車場、栄町バス待合所、朝日交通会館、美流渡交通センター、万字交通センター、万字バス待合所）	○	○	